

総合評価書要旨

1. 評価対象施策

科学技術イノベーション創造の推進

2. 評価対象期間

平成 26 年度～30 年度

3. 施策の目的

確固たるマネジメントの下、経済・社会の様々な課題解決のための研究開発と、未来の産業創造と社会変革に向けて果敢に挑戦する研究開発とを車の両輪としてバランス良く駆動させることで、次々と知を創造し持続的なイノベーションの創出等を実現する。

4. 評価結果の概要

(1) 必要性

国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められている。その実現のためには、政府による研究開発の推進が重要であるが、それのみでは十分ではなく、政府研究開発投資を呼び水としつつ、民間における研究開発を誘発し、官民が適切な役割分担の下、我が国全体として、研究開発に取り組んでいくことが必要であることから、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決とそれを通じた民間の研究開発投資の拡大を促進するための取組に対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が自ら重点的に予算を配分するため、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）及び官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を実施するものである。

また、医療分野の研究開発関連の調整費については、予算配分を関係府省の枠にとらわれず、機動的かつ効率的に行うこととするものであり、「医療分野研究開発推進計画」に基づき組成された9つの統合プロジェクト等に対し、研究現場の状況・ニーズを踏まえて、研究開発の進捗等に応じて、健康医療戦略推進本部の決定により追加的に予算を配分するものである。

(2) 効率性

個別の省庁の予算ではなく、政府全体の科学技術イノベーション政策の司令塔である内閣府の予算で研究開発を実施しており、产学研連携や府省連携が促進されている。

また、SIP 第 2 期からは、民間企業から人的・物的貢献を求めており、さらに 4 年目以降は、一定の条件下においてその貢献を国と同額程度の負担とするよう「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」について改正を行った。

(3) 有効性

平成 30 年度に SIP 第 1 期の最終制度評価を実施した。

その評価結果としては、CSTI 及び内閣府のイニシアティブの下、確実に府省連携が図られる点は SIP の最大の利点であり、CSTI がトップダウンで決定したプログラムディレクター (PD) によって、課題 (プログラム) 全体を俯瞰的・客観的に捉えながら推進することが可能となった。

また、研究責任者ではない PD がマネジメントを行い、各課題 (プログラム) を推進することは有効に機能した。基礎研究から社会実装までを产学研連携体制の下で一気通貫に進める点や実用化や社会実装を極めて厳しく PD に求め続ける点について総じて高い評価を受けている。

他方で、SIP で支援すべき課題 (プログラム) は、省庁単独で取り組むことが難しく、府省連携で取り組むことが効果的なものに重点化すべきであり、第 2 期の課題 (プログラム) については、今後の中間評価 (三年目評価) の結果を踏まえて、およそ社会実装の体制が見込めないもの等については、これらを退出させる方向で検討すべき等との評価結果を受けている。